

平塚市立相模小学校いじめ防止等のための基本方針

平塚市立相模小学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（本校のいじめに対する基本的な考え方）

本校では、「いじめ防止対策推進法」や「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づいて、学校の内外を問わず、児童本人がいじめと感じたものは全て、いじめとしてとらえます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいること」、「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があります。「いじめに係る行為が止んでいること」とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」については、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

（本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

（いじめの禁止）

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないために、すべての教職員がいじめの防止に全力で取り組みます。

全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、道徳等の授業を通して、心身に及ぼすいじめの影響、人権の侵害など、いじめの問題について発達の段階に応じ、児童の理解が深まるよう取り組みます。

また、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじ

めの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 児童が安全・安心に学校生活を送るため、教職員や周囲の友人との信頼関係を築き、お互いのよさや違いが認め合えるような授業づくり・居場所づくり、学年・学級集団づくりを行い、いじめが起きにくい・いじめを許さない教育環境づくりを推進します。
- ・ いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、話し合う等、児童の主体的な活動に対する支援を行います。
- ・ 体験活動、交流活動、ボランティア活動や行事等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について年複数回の校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・ すべての児童の特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことを推進します。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する年2回（6・11月）の調査「生活アンケート」（学校でみんなが気持ちよく過ごしているか調べるためのアンケート）や「教育相談」を実施します。
- ・ いじめの早期発見に向け、教職員が日頃から、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。また、けんかや、ふざけ合ったり、遊びに見えたりしても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるように相談体制の整備を行います。
- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ防止委員会」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3) いじめへの早期対応

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、真摯に傾聴し、すみやかに管理職に報告、学校のいじめへの対応が組織として一貫したものとなるよう取り組みます。なお、いじめられた児童（いじめを受けている疑いがある児童）やいじめを知らせてきた児童の安全確保を徹底します。また、いじめに係る情報は、適切に記録します。

- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を提供・共有します。
- ・ いじめの事実の有無を確認し、事実が確認された場合は、すみやかに「いじめ防止委員会」を開催して対応を検討します。いじめに関わった児童に対し、担任だけでなく、複数の教師で聞き取り、指導を行います。いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導します。いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を組織的・継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導することもあります。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合があげられます。
- ・ いじめの事実が確認された場合、校長は市教育委員会に報告します。
- ・ いじめを受けた児童（いじめを受けている疑いがある児童）が安心して日常の学校生活を送ることができるよう、保護者と連携を図りながら、必要な措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つことがいじめを行う行為の抑止につながるよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめを受けた児童やいじめを行った児童だけでなく、全ての児童に対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう繰り返し指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。警察等への通報は、原則として学校長が判断をして行います。
- ・ 出席停止となった児童に対しては、教育を受ける権利を保障し、継続的に立ち直りにむけた指導や支援を行います。

（４）インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、児童や保護者に対して関係資料の配布等による啓発活動を推進します。

いじめに関するアンケートに質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めます。

（５）アンケートの保存期間

いじめに関するアンケートは、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後５年間保存します。

３ 「いじめ防止委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止委員会」を設置し、学期に２回程度開催します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。なお、いじめと疑われる相談・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに本組織に報告します。

(1) 「いじめ防止委員会」の構成

管理職、教務主任、児童指導担当、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2) 活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめと疑われる相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

- ・ 管理職、教務主任、児童指導担当者、教育相談コーディネーター、当該学年主任担任

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・ 調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出
- ・ アンケートなどの一次資料は当該児童が卒業するまで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年保存
- ・ いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向を確認した上で、公表をした場合の影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表する。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の内容を学校評価項目に加え、適正に自校の取組を評価し、その評価結果を踏まえてその改善に取り組みます。

- ・ いじめの早期発見、再発防止等の取組に関すること